

# 道路占用料の改定について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(ある日の昼下がり、大野係員が電話対応をしている)

大野係員

はい、はい、その認識で大丈夫でございます。いえいえ、それでは失礼いたします。(ガチャッ)

栗本係員

大野君お疲れ様。何の問い合わせだったのかな。

大野係員

栗本さんお疲れ様です！自治体の方からの道路占用料に関するお問い合わせでした。最近占用料に関する問い合わせ増えてきているので自分も勉強中です！

栗本係員

お、問い合わせに対応するために自分から勉強するのはいいことだね。それじゃどこまで占用料について理解しているか確認してみようか。

大野係員

はい！よろしくお願いします！  
(しまった...余計なことを言うんじゃなかった...)

栗本係員

それならまずは道路占用と占用料について説明してみようか。

大野係員

道路占用とは道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することで、占有する場合は道路管理者の許可が必要です。そして占有の対価として道路管理者へ占用料を支払うこととなります。

栗本係員

その通り。ちなみに道路管理者が占用料を徴収することができる根拠法令は道路法第39条に規定されていて、占用料の額については道路法施行令の別表の中で占有物件の種類や第一級地から第五級地までの5つの所在地区分ごとに定められているね。

## 大野係員

そういえば施行令が改正されて占用料が来年から変更になりますよね。

## 栗本係員

そうだね。来年令和5年4月1日から変更だね。占用料が変更になる理由は何かな。

## 大野係員

道路占用料は一般的な土地利用の賃料に相当する額を徴収するという考え方を取っていて、固定資産税評価額や地価に対する賃料の水準を基に占用料の算定をしています。今回の変更は令和3年度に固定資産税評価額の評価替えが行われたので、それを占用料に反映するための変更になります。

## 栗本係員

その通り。固定資産税評価額は3年に一度評価替えを行っていてその度に占用料もその評価替えを反映していくというわけだね。

## 大野係員

占用料が改正されると国道を占有する場合は政令に定められた額を支払わないといけないんですよね。

## 栗本係員

細かく言うと指定区間内の国道だね。道路法施行令第19条では、指定区間内の国道、つまり国が管理している国道については政令に定められた額を支払う必要があるんだ。指定区間以外の国道や都道府県道や市町村道は都道府県や市町村が道路管理者となっているから各自治体の条例等で金額を定めているんだよ。

## 大野係員

なるほど。全ての国道の占用料が政令で定められているわけではないんですね。

## 栗本係員

そうだね。ところで改正の話に戻るけど、今回の占用料の変更によって占用料の算定式で変わった部分を確認しておこうか。

## 大野係員

えーと... たしか道路占用料の基本的な算定式が  
占用料の単価 = 道路価格 × 使用料率 × 占用面積 (× 修正率)  
になっていて、この中の使用料率が変わったんですよね。

## 栗本係員

その通り。じゃあ具体的にどう変わったかはわかるかな。

## 大野係員

(具体的な内容まではまだ全部は理解してないなあ...) たしか使用料率のうち定率物件についても定額物件みたいになったんですね。

## 栗本係員

おお... 大雑把だけど合っちはいるね。

## 大野係員

(良かった!)

## 栗本係員

使用料率と定額物件、定率物件については理解できているかな。

## 大野係員

はい! 使用料率は地価に対しての1年当たりの賃料の割合のことで、繁華街のような商業地のみの使用料率と全ての用途区分である平均地の使用料率にわかれています。定額物件は電柱などの占用件数が膨大で個別の算出が難しい物件で、定率物件は地下街などの占用件数が少ない大きな建物などですね。

## 栗本係員

その通り。よく勉強してるね。従来定額物件については設置される物件によって使用料率を商業地と平均地で使いわけてきたけれど、定率物件については一律平均地の使用料率のみ使用しているんだよ。今回の改正では定率物件も定額物件と同様に使用料率を商業地と平均地で使いわけることにしているんだ。

## 大野係員

なるほど。定率物件にも商業地の使用料率を使用するんですね。でもなんでこのタイミングなのでしょう。ようか。

## 栗本係員

使用料率の調査を行った結果地下街やコンビニなどの占用物件は繁華街に設置される割合が高いということが判明したからなんだ。

## 大野係員

なるほど、占用物件の実態を反映した結果なのですね。勉強になりました。ありがとうございます!

## 栗本係員

大野君は勉強熱心だね。このまま勉強続けていけば道路法マスターになれるかもしれないね。

## 大野係員

道路法だけじゃなくて全部の法律のマスターになるためにこれからも勉強します!

## 栗本係員

その意気だよ。そういえば大野君にデータ入力の依頼が来ていたよ。

## 大野係員

(まずはエクセルをマスターしなきゃ...)

---

### ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

#### （占用料の徴収）

**第三十九条** 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

### ○道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）（抄）

#### （指定区間内の国道に係る占用料の額）

**第十九条** 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2～6（略）

別表（第十九条関係）（略）